

新潟市スポーツ・音楽振興顕彰要綱実施細目（内規）

平成４年９月１日

新潟市スポーツ・音楽振興顕彰要綱により顕彰に必要な実施細目を次のとおり定める。

- １ 要綱第２条に定める推薦者は被推薦者に応じて次のとおりとする。

被 推 薦 者 の 区 分		推 薦 者
団 体	市音楽芸能協会・市スポーツ協会の所属団体	・ 市音楽芸能協会 ・ 市スポーツ協会 （関係連合団体）
	上記以外の団体	・ 市文化政策課 ・ 市スポーツ振興課
個 人	市音楽芸能協会・市スポーツ協会の所属団体に属する個人	・ 被推薦者の所属団体 （関係団体）
	上記以外の個人	・ 市文化政策課 ・ 市スポーツ振興課

- ２ 市音楽芸能協会及び市スポーツ協会は推薦（団体）または傘下団体からの推薦（個人）の取りまとめにあたり，市と協議のうえ各々推薦基準を設けるものとする。

付 則

この要項は、平成３０年７月１日から実施する